事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害:ハザードマップ)

角田市防災マップによると浸水想定河川として阿武隈川及び小田川の氾濫による浸水が想定されている。阿武隈川の角田市笠松の避難判断水位は、16.60m。氾濫危険水位は、17.00mとなっている。また、小田川では、避難判断水位は、4.10m。氾濫危険水位は、4.50mとなっており小田川近くの住民については、より早い避難準備が必要となる。



直近の令和元年に起こった台風19号では、以下の被害があった。

- 人的被害 死者 1 名、重傷者 0 名、軽傷者 4 名、行方不明者 0 名
- ・人名救助 救助人数 12 か所 323 名
- ·住宅被害 浸水区域世帯数 3,975 世帯(推計)

床上浸水 736 世帯、床下浸水 806 世帯、土砂崩れ(住宅被害)2 世帯、突風被害18 世帯、計1,562 世帯(令和元年10月23日現在行政区長調査)

・公共土木施設等被害 606 か所(被害総額1,547,424 千円 令和3年9月30日現在)

(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 38.2% 以上の確率で発生すると言われており、震度 5 強以上となる確率は、86.3%まで発生の可能性が高まる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ① 管内事業者の立地状況については、商店街を中心とした市街地に集中し立地している。
 - ・商工業者数
- 1, 186 人
 - ・小規模事業者数 838人

(商工業者数・小規模事業者数については、平成28年経済センサス事業所に関する集計より)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
A. 農業・林業	11	2	山側に多い
B. 漁業	0	0	
C. 鉱業・採石業・砂利採取業	2	2	山地に立地
D. 建設業	147	137	市内全域に分散
E. 製造業	109	75	市内全域に分散
F. 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
G. 情報通信業	2	2	山地に立地
H. 運輸業・郵便業	20	13	市内全域に分散
I. 卸売業・小売業	300	201	市内全域に分散
J. 金融業・保険業	16	5	市街地に多い
K. 不動産業・物品賃貸業	48	42	市内全域に分散
L. 学術研究、専門・技術サービス業	27	15	市街地に多い
M. 宿泊業、飲食サービス業	146	97	市街地に多い
N. 生活関連サービス業、娯楽業	128	105	市内全域に分散
0. 教育、学習支援業	32	23	市街地に多い
P. 医療、福祉業	95	40	市街地に多い
Q. 複合サービス業	15	11	市内全域に分散
R. サービス業 (他に分類されないもの)	88	68	市内全域に分散
合計	1, 186	838	

統計名:平成28年経済センサス・活動調査事業所に関する集計産業横断的集計9表

② 市内商工業者推移

	商工業者数	小規模事業者数	会員数	会員比率
平成21年4月	1, 299	1,061	717	55.2%
平成 27 年 4 月	1, 136	932	705	62.1%
令和3年4月	1,050	858	655	62.4%

(3) これまでの取組

- 1) 角田市の取組
 - 角田市地域防災計画の策定
 - 角田市業務継続計画の策定
 - 地区防災計画策定
 - ・防災訓練の実施
 - ・ 災害時における防災活動協力に関する協定書の締結
 - 防災備品等の備蓄
 - ・角田市防災マップを作成し全戸配布及びホームページ等で広く情報発信し、平時から 災害リスク等の情報提供及び注意喚起

2) 角田市商工会の取組

- 災害時における会員被災状況の収集
- 事業者BCPに関する国の施策等の周知
- ・防災備品等の備蓄
- ・角田市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・災害時における防災活動協力に関する協定書を角田市と締結
- ・宮城県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険㈱、東京海上日動火災保険㈱と連携した各種共済ビジネス損害保険等の加入促進

Ⅱ. 課題

現状では、管内小規模事業者に対する国及び宮城県の施策周知やBCP策定支援事業の漠然的な記載にとどまり、緊急時の対応についても訓練が実施されていないなど、初動対応や、応急対応について当会職員のスキル向上が課題である。

更には、保険・共済等に関する推進についても、小規模事業者に対する十分なリスク管理指導・助言を実施できる当会職員が不足しているため、事業継続力強化計画に係る知識習得に努めていくことが必要である。従って、平時から人材の育成・確保についても計画的に取り組むことが重要である。

また、非常時に必要な防災設備・備品・資機材の角田市商工会の在庫保有状況については不十分な状態にあり、今後計画的に備蓄の充実を図っていく必要がある。

Ⅲ. 目標

本計画の目標設定にあたっては、角田市地域防災計画を踏まえつつ地区内における小規模事業者の長期的な振興に資するよう、自然災害が事業活動に与える影響を考慮し、個々の企業の経営状況に合った効果的な事業継続力強化計画を進めるとともに、自然災害等発生時の被害状況の把握や応急復旧活動を迅速に進め、発災後における地域経済機能の維持確保のため以下の目標を設定する。

- ・管内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を図る。
- ・小規模事業者の災害などによる事業中断から復旧等を速やかに行うため、緊急時においても優先業務を継続できるよう事業継続力強化計画の策定支援を経営改善普及事業の一

• 多 情 • 多	景として積極的に取組む。 発災時における連絡体制を円滑に行うため、角田市商工会と角田市との間における 青報報告共有ルートを構築する。 発災後、速やかに復興支援策が行えるよう組織内における体制整備と関係機関との 本制を平時から構築する。
※その ・」	D他 上記内容に変更が生じた場合は、角田市と連携し速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日~令和10年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容 毎田市商工会と角田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

角田市地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
 - ① ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回訪問の際に角田市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。

② 広報等による啓発活動

商工会報や市広報、ホームページ、SNS 等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③ 事業者 BCP 策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④ 感染症対策への対応

感染症にかかる対応として、常に新しい情報を入手し冷静に対応することを事業者に 周知する。また、感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄、オフィス内換気設備の 設置、IT 活用のための情報や支援策等を提供する。

- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
 - ・角田市商工会は、平成25年4月1日に大規模災害対策マニュアルを作成(詳細は別紙参照)。
- 3) 関係団体等との連携
 - ・宮城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象にした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
 - ・保険会社と連携し、共済・保険制度に係る説明及び契約並びに保険相談会を実施する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。
- 4) フォローアップ
 - ・地域内小規模事業者のBCP 策定の取組状況を把握し、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・角田市商工会と角田市の連絡ルートの確認等を行う。訓練については必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策>

災害発生時には、人命救助を第一として、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

大規模災害マニュアルに基づく緊急連絡網等を活用し、職員の安否及び業務従事の可否を確認したうえで、角田市商工会と角田市により応急対策の方針を決定し、管内小規模事業者の被災状況の把握に努め、情報の共有化を図る。また、感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、角田市における感染症対策本部設置に基づき角田市商工会による感染症対策を行う。

○各団体の安否確認対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間		
角田市産業建設部商工観光課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網(携帯電話)		
71日中美术社区时间上的归版	にて確認		
角田市商工会	【職員】発災後1時間以内にメール及び携帯電話		
	にて確認		
	【三役】3時間以内に携帯電話にて確認		
	【役員】1日以内に携帯電話にて確認		
	【会員】3日以内に会員安否確認		

2) 安否確認の共有と関係機関等への連絡

発災後 3 時間以内には角田市産業建設部商工観光課と角田市商工会での安否確認の結果や 大まかな被害状況等を共有する。連絡窓口等については、下記表のとおりとする。

○安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否結果連絡窓口		
四件右	第一順位	第二順位	
角田市産業建設部商工観光課	課長	課長補佐	
角田市商工会	事務局長	経営指導員(上位者)	

3) 応急対策の方針の決定

角田市商工会と角田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 方針決定は、2 者間による協議で決定することとし、応急対策を行う基準は、概ね次の判断 基準とする。

大規模な被害がある	 ・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地区において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」 等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものと考える。

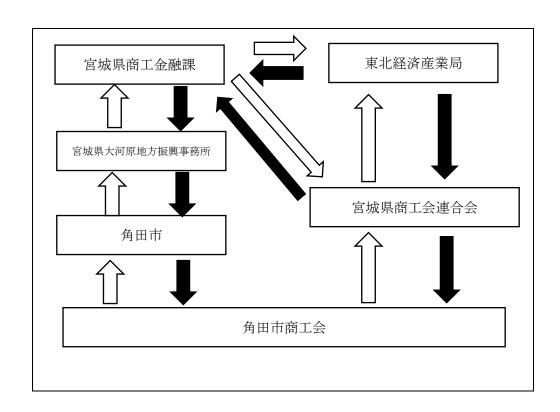
・本計画により角田市商工会と角田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に1回共有する
1週間~4週間	1週に1回共有する
4週間~3ヶ月	1ヶ月に1回共有する
3ヶ月以降	3ヶ月に1回共有する

・角田市で取りまとめた角田市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握 と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3.発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行 うことができる仕組みを構築する。
- ・災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・角田市商工会と角田市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・角田市商工会は、宮城県商工会連合会を通じて宮城県及び東北経済産業局へ被害状況を報告する。
- ・角田市は宮城県大河原地方振興事務所へ被害状況を報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、角田市商工会と角田市が共有した情報を角田市より宮城県大河原地方振興事務所へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、角田市と相談する。(角田市商工会は国の依頼を受けた場合は、 特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認するとともに、経営状況について確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県及び市の施策)について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会に相談する。

< 6. 地域防災計画との連携(位置づけ等)>

- ・角田市の地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保について協力する。
- ・角田市の防災訓練に参加し、日頃から連携強化に努める。

※その他

上記内容に変更を生じた場合は、速やかに宮城県に報告する。

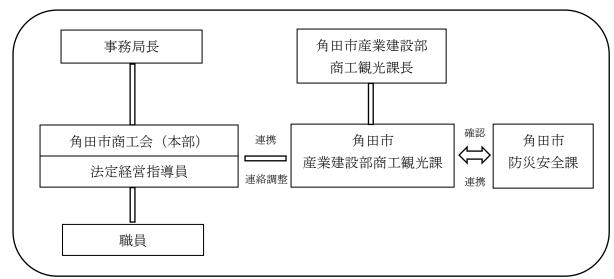
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指 導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営 指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加賀 英 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
- ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

角田市商工会

〒981-1505

宮城県角田市角田字大坊 34-2

TEL:0224-62-1242/FAX:0224-62-0727

E-mail: kakudashi_sci@office.miyagi-fsci.or.jp

②関係市町村

角田市産業建設部商工観光課

〒981-1592

宮城県角田市角田字大坊 41

TEL:0224-63-2120/FAX:0224-63-4863 E-mail: syoko@city. kakuda. lg. jp

※その他

上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要	な資金の額	600	600	600	600	600
	• 専門家派遣費	100	100	100	100	100
	・セミナー開催費	100	100	100	100	100
	・パンフレット、	230	230	230	230	230
	チラシ作成費					
	・パンフレット、	70	70	70	70	70
	チラシ郵送費					
	• 防災、感染対策	100	100	100	100	100
	費					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、角田市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。